

福岡県建設工事工事成績評定要領について

平成 19 年 3 月 30 日

18 管第 12015 号

総務部長依命通達

本庁各部各課（室）長

警察本部長

教育長

各委員会（委員）事務局長

県議会事務局長

各出先機関の長

福岡県が発注する建設工事に係る工事の成績評定につきましては、従来工事成績評定要領について（平成 14 年 3 月 4 日 13 管行第 142 号総務部長依命通達）により実施してきたところですが、平成 19 年 4 月 1 日から、別添福岡県建設工事工事成績評定要領に基づき実施することとなりましたので、内容を十分に理解の上、事務処理に遺漏のないよう願います。

なお、工事成績評定要領について（平成 14 年 3 月 4 日 13 管行第 142 号総務部長依命通達）は、廃止します。

上記のとおり命により通達します。

福岡県建設工事工事成績評定要領

最終改正 令和 7 年 3 月 13 日 6 財活第 4542 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、福岡県が発注する建設工事に係る工事の成績評定（以下「評定」という。）の実施に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 条 評定の対象は、原則として 1 件の請負金額が 500 万円を超える建設工事（以下「工事」という。）とする。ただし、発注を行う部局（以下「部局」という。）が必要でないと認める工事については、評定の対象から除くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、1 件の請負金額が 250 万円を超える工事のうち、受注者が希望する場合及び部局で定める工事は、評定の対象とすることができる。

(評定の内容)

第 3 条 評定は、工事の施工状況及び目的物の品質等について行うものとする。

(評定者)

第 4 条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者のいずれかとする。

- (1) 当該工事の契約を担当する所属の長（以下「所属長」という。）及び福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号）第 177 条に規定する当該工事の検査員（以下「検査員」という。）
- (2) 所属長が指定する者

2 前項の規定にかかわらず、農林水産部、県土整備部及び建築都市部（以下「発注部」という。）においては、検査員及び各発注部で定める者が評定を行うものとする。

(評定の方法等)

第 5 条 評定は、工事ごと及び評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 工事成績の評定は、「建築及び建築設備工事を除く全ての工事」の工事成績の評定者は、「工事成績採点表」（様式第 1 号その 1-1）、「工事既済部分〔中間〕検査採点副表」（様式第 1 号その 2-1 及び様式第 1 号その 2-2）、「建築及び建築設備工事」の工事成績の評定者は、「工事成績採点表」（様式第 1 号その 1-2）により行うものとする。

3 評定の結果は、工事成績評定表（様式第 2 号。以下「評定表」という。）に記載もしくはその内容を記録するものとする。

4 評定の詳細については、各部局が別に定めるものとする。

(評定の時期)

第 6 条 検査員である評定者は検査を実施したときに、その他の評定者は工事が完成したときに、それぞれ評定を行うものとする。

(評定表の提出)

第 7 条 評定者は、評定を終了したときは、速やかに、所属長に工事成績評定結果提出書（様式第 3 号）及び添付書類を提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第 8 条 所属長は、評定者から評定表の提出があったときは、速やかに、当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書（様式第 4 号その 1）に項目別評定点（「建築及び建築設備工事を除く

全ての工事」にあつては様式第 5 号その 1、「建築及び建築設備工事」にあつては様式第 5 号その 2) を添付して、評定の結果を通知するものとする。

- 2 評定の通知を行った後、正当な理由により評定を修正した場合は速やかに、工事成績評定通知書(様式第 4 号その 2)に項目別評定点(「建築及び建築設備工事を除く全ての工事」にあつては様式第 5 号その 1、「建築及び建築設備工事」にあつては様式第 5 号その 2)を添付し受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第 9 条 前条の規定により通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から 10 日間(福岡県の休日定める条例(平成元年福岡県条例第 23 号)第 1 条に規定する休日(以下「県の休日」という。)を除く。)、工事成績評定結果説明請求書(様式第 6 号)により、通知を行った所属長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 所属長は、前項の規定により説明を求められたときは、同項の期間の末日の翌日から起算して 10 日以内(県の休日を除く。)に、工事成績評定に係る説明書(様式第 7 号)により回答するものとする。
- 3 所属長は、前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会の審議を経るものとする。
- 4 所属長は、第 2 項の回答を行ったときは、説明申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、インターネットを利用して閲覧に供する方法により速やかに公表するものとする。

(工事成績評定評価委員会)

第 10 条 前条の工事成績評定評価委員会は、各部局において設置するものとする。

(評定表の提出期限及び提出先)

第 11 条 所属長は、検査を完了した工事に係る評定表を建築都市部建築指導課が指定する日までに同課に提出するものとする(出先機関にあつては各部局主管課経由)。

- 2 前項の提出は、各部局が運用している情報システムを通じて行うことができるものとする。

(各発注部の協力等)

第 12 条 各発注部は、評定の詳細の改正等に際して発注部間で協議するものとする。また、発注部以外の部局から評定について協力要請があつたときは、これに応じるものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式目次

様式第 1 号その 1－1	工事成績採点表〔完成・一部完成〕	第 5 条
様式第 1 号その 1－2	工事成績採点表〔完成・一部完成〕	第 5 条
様式第 1 号その 2－1	工事既済部分〔中間〕検査採点副表	第 5 条
様式第 1 号その 2－2	工事既済部分〔中間〕検査採点副表	第 5 条
様式第 2 号	工事成績評定表	第 5 条
様式第 3 号	工事成績評定結果提出書	第 7 条
様式第 4 号その 1	工事成績評定通知書	第 8 条
様式第 4 号その 2	工事成績評定通知書	第 8 条
様式第 5 号その 1	項目別評定点	第 8 条
様式第 5 号その 2	項目別評定点	第 8 条
様式第 6 号	工事成績評定結果説明請求書	第 9 条
様式第 7 号	工事成績評定に係る説明書（回答）	第 9 条